

平成 23 年度 第 7 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 8 月 4 日（木）18 時 08 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

本日、各議論を始められて、前の会見でも伺ったと思うんですけども、今後のスケジュールについて、どういう日程感でやっていかれるかということをごまずお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

とにかく今日キックオフになりまして、あとは作業チームができますので、作業チームの検討に来週入ります。

お盆明けには、税調本体の本体合になるか、懇談会になるかはわかりませんが、開催をしていくということになります。

そして、多分 22 日から始まる週には、かなりハードな日程になるのではないかと思われますが、まだわかりません。

○記者

作業チームの方で複数案をとりあえず作成して、税調の全体合に上げてくるのが大体どんな感じのスケジュールというイメージなんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ不確定要素が幾つかあります。先ほども本体合の中でもありました 2.5 兆円の扱いをどうするのか、そして、民主党の税外収入の検討チームの検討状況がどうなるのかということを見なければいけないので、その辺は何ともまだ予見がし難いところがございます。

○記者

2.5 兆とか税外収入の件なんですが、当面は 10 兆円の増税規模を基本に検討を進めることになると思うんですが、2.5 兆円の扱いとか、税外収入の扱いが決まってきた段階で、税調で検討する増税規模というのも増減させるということですか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことですね。

○記者

複数案を本体自体で決定するタイミングとしては、目標としては月内ぐらいにはある一定のめどを示すぐらいのスケジュール感で進めるんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

3 次補正をいつごろ提出するかということに関わってきて、逆算が働くんだらうと思いますので、その辺もちょっと微妙な部分がございますが、復興のための税制の方もございます。その検討状況にもよるということですが、かなりのボリュームのある

税法改正案を提出しなければならないということになりますと、やはり3週間から1か月の準備期間が要ると思われまますので、そういうことも含めて考えていかなければいけないと今、思っている段階です。

今、特にいついつがデッドラインということは考えておりません。

○記者

B型肝炎の方の財源も同時に検討されるということですが、この肝炎の方の財源も選択肢ということになるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、肝炎についても同時に考えなければいけませんので、肝炎は肝炎の税目ということにはなりません。これも一時的な財源、いわゆる恒久的な支出ではないということでは同じでございますので、併せて考える。例えば増収効果があるもの考えたときに、そのうちのこれだけは肝炎分、そのうちのこれだけは復興分ということになると思って、必ずしも別の税目を立てて考えるということではございません。

○記者

先ほどおっしゃられた2.5兆円の扱い等は、そちらが決まってから作業チームは、税外収入のものを含めて、本体会合に選択肢を上げられるというようなイメージでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ですから、それも頭の片隅にあり得べしというふうに考えながら、一応は、今の時点では10兆円規模を想定しながらやっていくけれども、それはそういうことになった場合に対応できるようにしておくということだろうと思います。

○記者

そうしますと、必ずしも税外収入の方の検討が終わり切っていなかったり、あるいは2.5兆円の扱いについての与野党協議の結論が出ていなくても、場合によっては税調の方で本体会合になるということもあり得るということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

あり得ると思います。

○記者

今回、検討する基幹税の中には、社会保障目的で引上げが決まっている消費税も、最初から選択肢からは除外しないで検討するということがよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

別に除外をすとか、しないとか、決めてはおりませんが、常識的に私の立場は、消費税は社会保障の目的税としようという議論になっておりますので、考えにくいということは言えると思います。

○記者

先ほどの無利子国債の提案等がありまして、あと、今日の会合の中では、副大臣の

方から、償還期間みたいなものも委ねられるというような形になっているという御発言がありましたけれども、この点については、税調の方で無利子国債等に対する、例えば是非とか、償還期間についてのこういった期間が望ましいという点まで、意見なり御提案される御予定がありますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

償還期間がわからないと、それは財源にならないのではないかなと思います。計算できないということになると思います。

先ほどの話の中では、無利子国債を財源とおっしゃっていましたが、国債は財源ではありません。あくまでもつなぎのものでありまして、最終的に国債は、後世代の税金で返すものですから、これは最終的には財源というわけにはまいらないと思います。

○記者

そうしますと、復興債と申しますか、国債の発行の仕方についてまで税調というのは言及されるお立場なのかどうかということなのですが。

○五十嵐財務副大臣

要するに、諮問された内容の中に、先ほど亀井政調会長が指摘されたように、無利子国債を含む検討というような言葉が入っているものですから、これについても関連して検討を加えないわけにはいかないということだろうと思います。

○記者

検討チームは、今、どんなメンバーを想定しているのかということと、あと、本体会合に上げるときに、案としては大分絞ったものをつくるのか、それとも、幾つかの検討項目みたいなものを設けて上げていくのか、今、どのようなものを思い描いているのか、教えていただけますか。

○五十嵐財務副大臣

これからチームを作ってから話だと思えますけれども、一応、イメージがある程度湧かないと、実は本体でも詰めた議論にならないだろうと思っていますので、具体的なイメージが描けるようなものを選択肢の選択肢としてお示しするという事になるのではないかと予測をしております。

チームのメンバーでございますけれども、座長は私でございます。座長代理が鈴木総務副大臣でございます。それから、そのメンバーとしては、内閣府副大臣の山口壯さん、財務大臣政務官の尾立さんと、総務大臣政務官の逢坂さん、そして、内閣府大臣政務官の和田さんですね。この6名が作業チームのメンバーでございます。

○記者

先ほど償還期間がわからないと財源にならないということでしたけれども、こちらは税調の本体会合で選択肢を絞るまでには償還期間は決まっているはずだということでしょうか。あるいは償還期間がこうであればという選択肢を示されるということでは

しょうか。

○五十嵐財務副大臣

とにかく、集中復興期間5年と復興期間10年を踏まえて、個別税目ごとの特徴や税収の規模といったものを踏まえて検討するということになりますので、一律に償還期間何年ということにはならないだろうと思います。

○尾立財務大臣政務官

税調会長の野田大臣も発言しましたように、年度ごとの規模も検討するということですので、そういう意味では期間と、それぞれの年度ごとの額が示されることになろうと思います。

[閉会]